

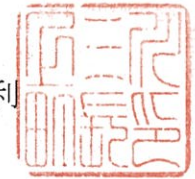


公 示 送 達 書

上税第136号
令和8年7月17日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	有限会社 晃成電機工業
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度軽自動車税全期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第136号
令和8年7月17日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	上野 俊行
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度軽自動車税全期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

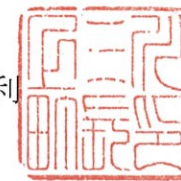


公 示 送 達 書

上税第136号
令和8年7月17日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	黒澤 雅貴
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度軽自動車税全期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

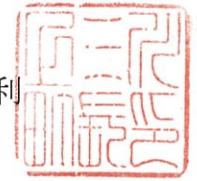


公 示 送 達 書

上税第136号
令和8年7月17日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	齋藤 巨來
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度軽自動車税全期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第136号
令和8年7月17日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	坂寄 政秀
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度軽自動車税全期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

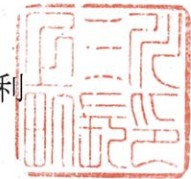


公 示 送 達 書

上税第136号
令和8年7月17日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	寺島 美穂
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度軽自動車税全期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第136号
令和8年7月17日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

中西 勇介

送達する書類

督促状 1通

令和8年度軽自動車税全期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第136号
令和8年7月17日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	前澤 徹
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度軽自動車税全期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

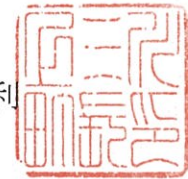


公 示 送 達 書

上税第136号
令和8年7月17日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	水野 克彦
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度軽自動車税全期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

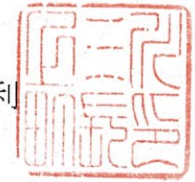


公 示 送 達 書

上税第136号
令和8年7月17日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	泉山 桃菜
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度軽自動車税全期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	